

# 重要事項説明書

(R6年4月1日改定)

医療法人 弘医会  
小規模多機能ホーム とりかい

## 1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人 弘医会
- (2) 法人所在地 福岡県福岡市城南区鳥飼 6-8-5
- (3) 電話番号 092-831-6031
- (4) 代表者氏名 理事長 笠原憲二
- (5) 設立年月日 昭和 42 年 8 月 1 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 小規模多機能型居宅介護事業所
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせたサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 小規模多機能ホームとりかい
- (4) 事業所の所在地 福岡県福岡市城南区鳥飼 6-7-14
- (5) 電話番号 092-851-9608
- (6) 管理者氏名 横光 喜代美
- (7) 当事業所の運営方針 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月日 平成 19 年 3 月 1 日
- (9) 登録定員 29 人  
(通いサービス定員 15 人、宿泊サービス定員 9 人)
- (10) 営業日及び営業時間 事業所の営業日は 365 日とし、営業時間は下記のとおりとする。
  - (1)通いサービス (基本時間) 9 時～17 時
  - (2)宿泊サービス (基本時間) 17 時～ 9 時
  - (3)訪問サービス (基本時間) 24 時間※緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。
- (11) 通常の事業の実施地域 通常の事業の実施区域は、原則として、事業所所在地である福岡市城南区鳥飼 6 丁目 7 番 1 4 号を中心とし、城南区は樋井川、南片江、中央区は高砂、清川、福浜、早良区は賀茂、干隈、百道浜、南区は長丘、西長住までとする。
- (12) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室／設備	備 考
宿泊室 (個室 9 室)	全て個室になっており、プライバシーが確保されています。
居 間	ソファ等でくつろいで頂いたり、レクリエーション等も行えるスペースです。

食 堂	食事を行なったり、談話できるスペースです。
浴 室	家庭のお風呂より少し大きめのサイズです。
そ の 他	要介護度の高い方でも 1F の特殊浴槽にて入浴を行えます。

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	職員数	業務内容
1. 管理者	1名	業務内容調整
2. 介護支援専門員	1名	サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	(通いサービス) 常勤換算で利用者3名に対し1名以上配置 (訪問サービス) 常勤換算で2名以上配置	日常生活の介護・相談業務
4. 夜勤職員	1名	夜間帯における施設内の巡回及び必要な介護及び支援
5. 宿直職員	1名	夜間帯における訪問サービス対応
6. 看護職員	常勤換算1名以上	健康チェック等の医療業務

### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供する利用料は、介護報酬の告示上の金額とします。詳しくは別紙の「料金表」をご覧ください。

\* 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

\* 月途中から登録した場合または月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じた日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

\* ご契約時に要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻しされます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

\* 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額

を変更します。

- \* 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と事由について、変更を行うまでにご説明します。

#### (1) 利用の中止、変更、追加

- \* 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- \* 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- \* 介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は、1ヶ月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料をお支払いいただく場合があります。ただし、ご利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- \* サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

#### (2) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。事業者は、ご利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、随時、ご利用者やご家族と協議の上、多職種（介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員）、その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価し、見直しを行います。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご利用者に説明の上交付します。

### 5. 利用者の権利について

利用者及び利用者代理人は、当事業所のサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者及び利用者代理人はいかなる不利益を受けることはありません。

1. 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち尊厳を維持すること
2. 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること
3. 安心感と自身を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
4. 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に

受けられること

5. 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助をうけられること
6. 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
7. 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
8. 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと
9. 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受けること

① 高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」

実施団体 福岡県弁護士会

Tel・Fax 724-7709 (月～金 午前10時～午後4時半)

福岡市中央区渡辺通 5-23-8 サテライトビル 3階

② 成年後見センター「ばあとなあ福岡」

実施団体 日本社会福祉士会福岡県支部

Tel・Fax 513-2944(火～金 午前10時～午後4時)

春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 4階

## 6. 利用者及び利用者代理人の義務

利用者又は利用者代理人は、事業所のサービスに関して以下の義務を負います。

1. 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者提供すること
2. 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
3. 特段の事情がない限り、協力病院の医師の指示に従うこと。ただし、利用者又は利用者代理人が、介護や医療に関する事業者又はその協力医師に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こる全てについて利用者又は利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません
4. 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること
5. 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について利用者又は利用者代理人は協力すること

## 7. 身体拘束

当事業所では原則として身体拘束は行いません。しかし、緊急やむを得ない場合（利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合など）においては、利用者又は利用者代理

人に説明し、書面による同意を得てから行うこととします。その場合においても詳細を記録に残し、解除することを念頭に鋭意検討を行うものとします。

## 8. 苦情の受付について

- ① 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- ② 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- ③ 事業所は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として、利用者及び利用者代理人に対し何らかの不利益な扱いをすることはありません。

### (1) 事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

(担当者) 横光 喜代美

(電話番号) 092-851-9608

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8:30～17:00

苦情を受けた従業者→管理者又は上司に報告→苦情内容を検討→利用者に説明→記録に残す

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

- ・福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険サービス相談室  
(電話番号) 092-642-7859 受付時間; 8:30～17:00(土・日・祝日除く)
- ・東 区 保健福祉センター 介護サービス係 Tel 092-645-1069(直通)
- ・博多区 保健福祉センター 介護サービス係 Tel 092-419-1081(直通)
- ・中央区 保健福祉センター 介護サービス係 Tel 092-718-1102(直通)
- ・南 区 保健福祉センター 介護サービス係 Tel 092-559-5125(直通)
- ・城南区 保健福祉センター 介護サービス係 Tel 092-833-4105(直通)
- ・早良区 保健福祉センター 介護サービス係 Tel 092-833-4355(直通)
- ・西 区 保健福祉センター 介護サービス係 Tel 092-895-7066(直通)

## 9. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるために、下記のとおり運営推進会議を設置します。

<運営推進会議>

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員  
地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催予定

会議録：運営推進者会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

## 10. 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関>

福岡鳥飼病院

所在地：福岡市城南区鳥飼 6-8-5

電話番号：092-831-6031

前田歯科医院

所在地：福岡市中央区六本松 4-9-12

電話番号：092-771-3774

## 11. 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに、ご利用者のご家族に連絡を行うとともに、医療機関の診断等必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 12. 緊急時等の対応

利用されている方の心身の状態に異変、その他緊急事態が生じたときは、主治医又は、協力医療機関と連携をとり、適切な措置を講じます。

## 13. 非常火災時の対策

当事業所では、防火責任者をおき、災害に対して具体的な計画を立て火災・風水害・地震等の災害に対処できるように、「高齢者複合施設とりかい消防計画書」に基づき定期的（年2回）に避難訓練・救出訓練を行っています。

## 14. オンラインツール等を活用した会議の開催

当事業所では、利用者又は利用者代理人の同意がある場合、サービス担当者会議及びカンファレンス等をテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとします。

その際、個人情報の適切な取り扱いに留意いたします。

## 15. 業務継続計画(BCP)の策定について

当事業所では、感染症や非常災害の発生時において、業務を可能な範囲内で継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的開催する等の措置を講じるものとします。

## 16. 感染症の予防及び蔓延防止のための措置について

当事業所では、感染症の予防及び蔓延を防止するため、指針の整備や委員会の開催を行い、必要な研修及び訓練を定期的に行う等の措置を講じるものとします。

## 17. 虐待防止のための措置について

当事業所では、利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備や委員会の開催を行い、必要な研修を定期的に行う等の措置を講じるものとします。また、利用者及び利用者代理人からの苦情処理体制の整備を行います。

事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 18. 登録者以外の短期利用について

### (1) 利用条件及び利用期間

下記の要件を満たしている場合であって、あらかじめ7日以内（ご利用者の日常生活上の世話をを行うご家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の期間で、当事業所の登録者以外の短期利用が可能です。ただし、以下の条件を満たした場合のみ可能となります。

- ① 当事業所の登録者の数が、登録定員未満である場合。
- ② ご利用者の状態やご利用者家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、当事業所の介護支援専門員が、登録者に対する提供に支障がないと認めた場合。

### (2) 利用料金

当事業所が提供する利用料は、介護報酬の告示上の金額とします。詳しくは別紙の「短期利用料金表」をご覧ください。

## 19. サービス利用にあたっての留意事項

- サービスの利用の際には、介護保険被保険証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具の用法に従ってご使用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動はご遠慮ください。
- 利用者及び利用者代理人の禁止行為として、以下の行為を禁止します。
  - ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）  
例：物を投げつける／蹴る／唾を吐く
  - ②職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）  
例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
  - ③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）



例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする／待ち伏せる

## 20. サービス契約の終了

当事業所では、次に掲げる場合は、サービス契約を解除することができるものとします。

- (1) サービス利用料金の支払いが、正当な理由なく連続して2ヶ月以上遅延し、支払いの催促をしたにもかかわらず10日以内に支払われない場合。
- (2) 利用者又は利用者代理人などからの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生じるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合。

## 21. 第三者評価について

当事業所では下記のとおり、第三者評価の実施を行っております。

第三者評価の実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	

私は、「小規模多機能ホームとりかい」より小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

契約者氏名

利用者 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者代理人 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

身元引受人 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

事業者 所在地 福岡市城南区鳥飼 6-7-14  
名称 医療法人 弘医会 小規模多機能ホームとりかい  
代表者氏名 理事長 笠原 憲 二 印